

○ 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する訓令

平成3年6月24日
本部訓令第5号

[沿革] 平成6年9月本部訓令第21号、17年9月第17号、28年3月第12号改正

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する訓令を次のように定める。
保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する訓令

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、茨城県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）及び警察署長が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第8条から第10条まで、第12条及び第13条第2項の規定による措置等をいう。以下同じ。）に関する事務取扱いについて必要な事項を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

(準拠)

第2条 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する事務取扱いについては、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等に関する規則」という。）その他関係法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察本部 茨城県警察本部をいう。
- (2) 運送事業用自動車 法第13条第2項に規定する運送事業用自動車をいう。
- (3) 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。
- (4) 適用地域 法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

第2章 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

(通知事案の認知等)

第4条 警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、法第8条の規定による通知の手續の対象に該当する自動車を認知したときは、速やかに当該自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るか否か等必要な事項を調査の上、通知事案報告書（様式第1号）を作成するとともに、当該事案に係る現認報告書、保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。）に係る交通切符（以下「保管場所法切符」という。）、放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に違反する行為をいう。）に係る交通反則切符（以下「交通反則切符」という。）又は交通切

符（以下「交通切符」という。）その他の捜査書類等を添付して、警察署長に対し報告するものとする。

（通知事案報告書の審査等）

第5条 警察署長は、前条の規定による通知事案の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 当該事案の通知事案としての該当の有無
- (2) 事案の認定についての誤り又は通知事案報告書の記載内容の不備の有無

（保管場所の確保状況の照会等）

第6条 警察署長は、通知事案に該当する事案については、通知事案報告書に基づき、自動車保管場所確保状況照会書（様式第2号）を作成し当該照会書に係る自動車の所有者に対し、当該照会書を交付して、保管場所の確保状況を照会するものとする。

- 2 警察署長は、前項の規定により当該照会書を交付したときから15日以内に当該自動車の所有者に対し、保管場所の確保の状況について自動車保管場所確保状況回答書（様式第3号）により回答を求めるものとする。
- 3 警察署長は、前2項の手続きにより保管場所を確保していないと認める場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明、保管場所に係る届出等の手続きを履行するよう指導するものとする。

（通知）

第7条 警察署長は、おおむね15日以内に自動車保管場所確保状況回答書による回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車については、通知書（様式第4号）を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に通知するものとする。

- 2 前項に規定する通知書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、必要によりその一部を省略し、又は他の書類を加えることができる。
 - (1) 自動車保管場所確保状況回答書の写し
 - (2) 現認報告書の写し
 - (3) 保管場所法切符2枚目（交通事件原票）の写し
 - (4) 交通反則切符2枚目（交通事件原票）又は交通切符2枚目（交通事件原票）の写し
 - (5) その他通知事案の事実の証明に必要な資料
- 3 警察署長は、当該自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県（以下「他県」という。）の区域の場合は、県公安委員会を通じて通知するものとする。

（自動車の運行供用制限の審査）

第8条 交通部長は、県公安委員会が警察署長から通知を受領したときは、次の各号に掲げる事項を確認した上、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限の要件に該当するか否かを審査するものとする。

- (1) 自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るか否か
- (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）附則第2条第4項の規定に基づき法第9条の規定が適用される自動車及び当該自動車の所有者であるか否か

（処分事案の移送）

第9条 警察本部長は、前条の規定による審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行う事案（以下「処分事案」という。）に該当するもので、自動車の使用の本拠の位置が他県の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、自動車運行供用制限事案移送通知書（様式第5号）を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

2 第7条第2項の規定は、前項に規定する関係書類に準用する。

(聴聞)

第10条 処分事案に該当する自動車の保有者に対する聴聞は、聴聞等に関する規則により、実施しなければならない。

(報告)

第11条 警察本部長は、聴聞が終結したときは、その結果を県公安委員会に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、法第10条第2項の規定により聴聞を行わない事案についても同様とする。

(処分の執行等)

第12条 交通規制課長は、県公安委員会が処分を行うことを決定した事案については、自動車運行供用制限書(様式第6号)の他規則第8条に規定する標章(規則別記様式第6号。以下「運行禁止標章」という。)を作成し、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に送付するものとする。

2 前項の規定により自動車運行供用制限書及び運行禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る自動車の保有者に対し、自動車運行供用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面ガラスの見やすい箇所の内側から運行禁止標章をはり付けるものとする。

3 警察署長は、前項の規定により自動車運行供用制限書を交付するに当たっては、あらかじめ口頭で処分の理由及び処分の解除のための手続きについて告知するものとする。

4 警察署長は、前2項に規定する処分を執行したときは、自動車運行供用制限処分執行報告書(様式第7号)により、県公安委員会に報告するものとする。

(処分の解除)

第13条 前条の規定により処分を執行した警察署長は、処分に係る自動車の保有者から規則第9条の規定による自動車保管場所確保申告書(規則別記様式第7号)の提出があった場合は、これを受理し、速やかに、保管場所の確保の状況を確認するものとする。

2 前項の規定により保管場所が確保されていることを確認した警察署長は、確認通知書(様式第8号)を作成の上、処分に係る自動車の保有者に対して、速やかに当該確認通知書を交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。

3 前項の規定により確認通知書を交付し、運行禁止標章を取り除いた警察署長は、手続終了報告書(様式第9号)により県公安委員会に報告するものとする。

(自動車保管場所確保申告書等の移送)

第14条 処分に係る自動車の保有者が、処分を執行した警察署長の管轄する区域外に保管場所を確保した後、保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出を行った場合において、当該申請又は届出に係る警察署長は、保有者から自動車保管場所確保申告書の提出を受け、自動車保管場所確保申告書等の移送書(様式第10号)により、次の各号に掲げる書類を添付の上、処分を執行した警察署長に移送するものとする。

(1) 当該自動車保管場所確保申告書

(2) 当該自動車保管場所証明書の写し又は当該自動車保管場所届出書の写し

2 前項の場合において、処分を執行した警察署長が他県の公安委員会に属する場合は、前項各号に規定する書類を添付の上、自動車保管場所確保申告書等の移送書(様式第11号)により、県公安委員会を通じて移送するものとする。

(処分の執行及び解除の依頼等)

第15条 交通規制課長は、県公安委員会が処分を行うことを決定した後、自動車の使用の本拠の位置が他県に変更された場合は、変更後の自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し、処分の執行及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における第13条に規定する処分の解除のための手続を依頼するものとする。

2 前項の場合においては、自動車運行供用制限処分執行等依頼書（様式第12号）により、自動車運行供用制限書、運行禁止標章その他関係書類を添付して、県公安委員会を通じて移送するものとする。

3 交通規制課長は、県公安委員会が他県の公安委員会から処分の執行等の依頼を受け、当該処分の執行等をしたときは、その結果について処分の執行等の依頼をした当該公安委員会に対し、自動車運行供用制限処分執行報告書の写しを添付した上、文書で報告するものとする。

4 交通規制課長は、県公安委員会が他県の公安委員会から処分の執行等の依頼を受け、当該自動車の保有者の保管場所の確保を確認したときは、処分の執行等の依頼をした当該公安委員会から確認通知書の送付を受け、第13条に規定する処分の解除の手続きを行うものとし、警察署長から手続き終了の報告を受けたときは、処分の執行等の依頼をした当該公安委員会に対し、手続終了報告書の写しを添付の上、連絡する。

第3章 適用地域に在る運送事業用自動車に対する措置

（通知等）

第16条 第4条の規定は、警察官等が運送事業用自動車について、法8条の規定による通知の手続きの対象となるものと認知した場合に、準用するものとする。

2 警察署長は、通知事案に該当する事案については、通知書を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に通知するものとする。

3 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の通知の場合に準用する。

（監督行政庁に対する通知）

第17条 交通部長は、県公安委員会が警察署長から運送事業用自動車に係る法第8条の規定による通知を受理したときは、法第13条第2項に基づき、運送事業用自動車通知書（様式第13号）により運送事業を監督する行政庁（以下「監督行政庁」という。）に通知するものとする。

（運送事業用自動車通知事案の移送）

第18条 警察本部長は、県公安委員会が警察署長から第8条の規定による通知を受理したときは、当該通知に係る事案のうち、自動車の使用の本拠の位置が他県の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、運送事業用自動車通知事案移送書（様式第14号）により、関係書類等を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

第4章 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

（保管場所確保の指導）

第19条 警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域に在る自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当するものと認めた場合は、当該自動車の保有者に対し、保管場所の確保を指導するものとする。

（監督行政庁に対する通知）

第20条 警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域に在る運送事業用自動車が、法第8条の規定による通知の要件に該当する場合は、法第13条第2項の規定に基づき、運送事業用自動車通知事案上申書（様式第15号）により県公安委員会に上申するものとする。

2 交通部長は、前項の規定により、警察署長から県公安委員会に上申があった場合は、第17条及び第18条の規定による手続を行うものとする。

第5章 その他

(報告及び資料の提出)

第21条 警察署長は、第6条の規定による回答及び第13条第1項の確認の場合で、保管場所の確保状況に関し疑義があるときは、交通規制課長と協議し、当該自動車の保有者又は自動車の保管場所を管理する者に対し、法第12条の規定に基づき、報告・資料提出要求書(様式第16号)により、報告及び資料の提出を求め、速やかに報告・資料提出回答書(様式第17号)により回答させること。

附 則

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日本部訓令第21号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月15日本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日本部訓令第12号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの訓令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

年 月 日

警察署長 殿

階級等

氏名



通知事案報告書

下記の自動車について、保管場所を確保していないおそれがあるものと認められるので、報告する。

自動車の区分		<input type="checkbox"/> 自家用自動車 <input type="checkbox"/> 運送事業用自動車	
自動車の番号標の番号			
自動車の使用の本拠の位 置			
自動車の保有者	住 所		
	氏 名		
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由			
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()	

第 年 月 日 号

殿

警察署長 印

自動車保管場所確保状況照会書

あなたが保有している下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められるので、保管場所の有無について回答してください。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由		

備考1 保管場所の有無については、同封の自動車保管場所確保状況回答書により回答してください。

なお、回答書は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。

2 15日以内に回答がない場合は、自動車の運行が制限される場合があります。

連絡先

〒 ()

警察署 課 係
() 局 番

年 月 日

警察署長 殿

住所 〒 ()

() 局 番

氏名

印

自動車保管場所確保状況回答書

照会のあった自動車については、下記のとおりであるので回答します。

自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	

(回答欄) 下欄だけ記入してください。

保管場所の位置		
保管場所 の所有者	住所	〒 () () 局 番
	氏名	
保管場所確保の日		年 月 日
備 考		

第 年 月 日 号

公安委員会 殿

警察署長 閣

通 知 書

下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定により、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()

第 年 月 日
 号 日

公安委員会 殿

公安委員会 様

自動車運行供用制限事案移送通知書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、自動車運行供用制限事案を移送する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考		

第 年 月 日 号

殿

茨城県公安委員会 印

自動車運行供用制限書

命 令 の 年 月 日	年 月 日
自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保有者	住 所
	氏 名
命 令 の 理 由	

(注意事項)

- 1 運行供用が制限された自動車については、茨城県公安委員会により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。運行した場合は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。
- 2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により茨城県公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

公安委員会 殿

警察署長 印

自動車運行供用制限処分執行報告書

下記の自動車について、下記のとおり、運行供用制限処分の執行をしたので、報告する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
処分を執行した日時		年 月 日 時 分
処分を執行した場所		
処分執行者の氏名		

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

確 認 通 知 書

下記の自動車については、下記の位置に保管場所が確保されたことを確認したので、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
確保した保管場所の位置		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長 印

手 続 終 了 報 告 書

下記の自動車については、保管場所が確保されたので、確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行ったことを報告する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
確保した保管場所の位置		
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った日時		年 月 日 時 分
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った者		

第 号
年 月 日

警察署長 殿

警察署長

自動車保管場所確保申告書等の移送書

貴署において、保管場所法第9条第1項に伴う運行供用制限の処分を執行された下記の者が当署において、

- 自動車保管場所証明申請
- 自動車保管場所変更届出

があったので

- 自動車保管場所確保申告書
- 自動車保管場所証明書の写し
- 自動車保管場所変更届出書の写し
- その他

を添付の上移送します。

処 分 者 名	
処分者の住所	
標章が貼られている自動車	車種 ナンバー

* 担当 警察署 交通課 ()

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

自動車保管場所確保申告書等の移送書

貴県において、保管場所法第9条第1項に伴う運行供用制限の処分を執行された下記の者が当県において、

- 自動車保管場所証明申請
- 自動車保管場所変更届出

があったので

- 自動車保管場所確保申告書
- 自動車保管場所証明書の写し
- 自動車保管場所変更届出書の写し
- その他

を添付の上移送します。

処分者名	
処分者の住所	
標章が貼られている自動車	車種 ナンバー

*担当 茨城県警察本部 交通規制課 ()

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 印

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に変更されたので、運行供用制限処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための手続を行うことについて依頼する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
命 令 の 理 由		
備 考		

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

運送事業用自動車通知書

下記の自動車の保有者である運送事業者は、保管場所を確保していないおそれがあると認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
運送事業者	所在地	
	名称	
保管場所を確保していないおそれがあると認めた理由		
添付書類		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 印

運送事業用自動車通知事案移送書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、運送事業用自動車通知事案を移送する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		
備 考		

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長 印

運送事業用自動車通知事案上申書

下記の自動車については、保管場所を確保していないおそれがあるものと認めためたので、上申する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めためた理由		
添 付 書 類		
備 考		

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 様

報告・資料提出要求書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり報告・資料提出を求めます。

報告事項	
提出資料	
報告・資料提出の期日	

- 備考1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。
- 2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して回答してください。
- 3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。
- 4 報告・資料提出の期日までに回答をせず、又は虚偽の回答をした場合は、10万円以下の罰金に処されることがあります。

連絡先

〒()

警察署 課 係
() 局 番

年 月 日

公安委員会 殿

住所 〒 ()

() 局 番

氏名



報告・資料提出回答書

報告事項・提出資料については、下記のとおり回答します。

報告事項	
提出資料	